

# 株式会社トプコン定款

# 定 款

## 第1章 総 則

第1条 当会社は株式会社トプコンと称する。  
英文では、TOPCON CORPORATIONと表示する。

第2条 当会社は本店を東京都板橋区に置く。

第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 光学機械器具、計測機器、医科用機械器具、電気機器、眼鏡、その他精密機械器具の製品および部品・附属品類ならびに関連ソフトウェア等の製造および売買、リース、レンタルならびに輸出入
2. 前号の目的遂行のため必要とする事業の経営および必要とする事業に対する投融資
3. 前各号に附帯または関連する一切の業務

第4条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億6,000万株とする。

第7条 当会社は会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては

これを取扱わない。

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集する。

- ② 臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、臨時株主総会の議決権の基準日を定めることができる。

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長が事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

第16条 株主総会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載して当会社に保存する。

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第4章 取締役および取締役会

第18条 取締役は17名以内とする。

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任決議は累積投票によらない。

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

第22条 取締役会は、その決議によって取締役社長を定める。また、業務上の都合により取締役会長を定めることができる。

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、会日の3日前に各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第24条 取締役会の議長は、取締役会長を定めたときは、取締役会長がこれにあたる。取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条 取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。

第28条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

第29条 監査役は5名以内とする。

第30条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。

第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集し、会日の3日前に各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定期総会において別段の決議がなされないときは、当該定期株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計算

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

第39条 当会社は剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。  
③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免かれるものとする。

(附則)

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1

条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制 定 昭和 7年 8月12日

改 定 令和 4年 6月28日（第39回）